

2024年 7月号

くどう歯科医院通信

長引く梅雨に、さわやかな夏空の待ち遠しい日々が続いております。

さて、皆様『マイナ保険証』はご利用されていますか。

2021年10月20日から、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用がスタートし、各医療機関の窓口や薬局で使用できるようになりました。

マイナンバーカードを保険証として登録すると、マイナンバー制度の専用サイト「マイナポータル」で、これまでの特定健診の結果や処方された薬の情報や医療費等が見られるようになります。

また、確定申告の医療費控除の手続きも、マイナポータルを通じて自動入力できるようになります。

一方、医療機関なども、患者の同意を得られれば、特定健診の結果や過去の診療情報などが見られるようになり、厚生労働省は、質の高い医療の提供につながるとしています。

そして、23年12月22日に**2024年(令和6)12月2日に廃止すること**を盛り込んだ政令が閣議決定されました。

経過措置として、廃止後も1年間は現行の保険証をそのまま使用できます。

当医院窓口でも顔認証付きカードリーダーにて簡単に利用登録をいただけますので、ご利用ください。



お口健康・毎日元気 いきいきデンタル

マイナ保険証で便利に！

医療機関や薬局の窓口においてオンラインでの資格確認が開始されることに伴い、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入中の方は、事前の登録手続きを行えば、従来の国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証とは別に、マイナンバーカードが国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードへの紐づけは、不安に思うこともあるかとは思いますが。

マイナ保険証を利用した際の、利用者側や事業所側のメリットを詳しく見てみましょう。

マイナ保険証の利用者側のメリット

- 1 データに基づく、より良い医療が受けられる**
受診時・調剤時にマイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。また、初めて受診する医療機関や薬局でも本人の同意を基にデータを確認することができ、より良い医療が受けられます。
- 2 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される**
従来は、支給を受けるために、医療機関・薬局の窓口で一度全額を支払った後に支給申請書を提出するか、または事前に「限度額適用認定証」を申請することで、窓口負担を上限額に抑えることができました。
マイナ保険証を利用し、申請に必要な情報を提供することに同意すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。
- 3 マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる**
医療費控除を受けするためには、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告時に添付する必要があったため、1年分の医療費の領収証を管理する必要がありました。
マイナ保険証を利用し、マイナポータルからe-Taxに連携することで、確定申告時の医療費控除申請が簡単になります。
- 4 マイナポータルで診療・薬剤・医療費・健診情報の確認ができる**
「わたしの情報」にて、利用者自身も診療・薬剤・医療費・健診情報・健康保険証等情報を確認でき、様々な情報を確認・把握しやすくなります。

マイナンバーカードの健康保険証利用方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための3つのステップ。

- STEP 1** マイナンバーカードを申請・作成する。
- STEP 2** マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する。
- STEP 3** 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する (パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する

STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う (顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする

医療現場で働く人の負担を軽減できる

これまで、医療機関・薬局では適切な医療を提供するため、過去の健診情報等を問診で都度確認をする必要がありました。また、加入している保険の資格情報の確認では保険証の情報を目視で確認してシステムに手入力するといった対応が必要でした。

しかし、マイナ保険証を利用し、情報提供に同意いただくと、お薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、業務効率化が図られます。保険資格の情報確認においても、マイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーを用いて資格情報などを自動取得することができるため、事務職員の負担が軽減され、さらに自動化により誤記リスクも減らすことができます。

7月の診療日変更・休診日のお知らせ

7/27 (土)	7/28 (日)	7/29 (月)	7/30 (火)	7/31 (水)	8/1 (木)	8/2 (金)	8/3 (土)	8/4 (日)
休	9:30~12:30 14:00~18:30	診療日	休	休	休	休	診療日	9:30~12:30 14:00~18:30

参考：厚生労働省HP「マイナンバーカードの保険証利用方法」より